

さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会規程

(総則)

第1条 この規程は、さいたま市スポーツ少年団種目別指導者部会規程に定めるほか、バスケットボール部会（以下「部会」という。）に関することを定める。

(事務所)

第2条 部会の事務所は、部会長の指定する所におく。

(目的)

第3条 部会は、指導者相互の連携と指導力の向上並びに団の育成、発展に寄与することを目的とする。

(部会及び組織)

第4条 部会は、さいたま市内のバスケットボールスポーツ少年団（以下「団」という。）をもって構成し、その指導者をもって組織する。

(活動)

第5条 部会は、次の事業を行う。

- (1) さいたま市スポーツ少年団との連絡、調整に関する事。
- (2) 各種大会の企画、実施に関する事。
- (3) 指導者の交流及び情報交換に関する事。
- (4) 指導者の資質向上に関する事。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(地区指導者部会)

第6条 部会は、前条の活動を円滑に進めるために、地区指導者部会を置くことができる。

2 地区指導者部会について必要な事項は別に定める。

(役員)

第7条 部会に次の役員をおく。

部会長 1名
副部会長 若干名
理事長 1名
事務局長 1名
理事 若干名
幹事 若干名
監事 2名

(役員を選出)

第8条 部会長、副部会長、理事長、事務局長及び監事は総会において選出する。

2 理事は、部会より若干名及び各専門委員会の委員長をもって充てる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し会務を総理する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事長は、部会の実務を統括する。

(4) 事務局長は、部会の財務及び登録等を統括する。

(5) 監事は、部会の会計を監査する。

(顧問、参与)

第10条 第7条の役員その他、顧問、参与を置くことができる。

(役員任期)

第11条 部会の役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 部会の会議は、総会、理事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、団の指導者より選出された代表指導者（以下「代表指導者」という。）の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

3 総会は、部会長が招集し、その議長となる。

4 代表指導者が総会に出席できない場合は、議決権を議長に委任することができる。

5 総会は、部会の事業計画、予算、事業報告、決算、役員、その他部会の活動に関する重要事項について議決する。

6 総会の議決は、出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

7 理事会は、部会長、副部会長、理事長、事務局長、理事をもって構成する。

8 理事会は、部会長が招集し、その議長となる。

9 理事会は、部会の活動に関する事項について協議する。

10 顧問、参与は、部会長の諮問に応じ、総会、理事会において意見を述べるすることができる。

(専門委員会)

第13条 部会に第5条の事業を専門的に検討し、運営することを目的として専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会について必要な事項は別に定める。

(会計)

第14条 部会の会計は、助成金、部会加盟費、その他をもってこれにあてる。

2 部会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 部会に前条の会計を適正に進めるため、事務局を設置する。

2 事務局は、部会の財務及び登録等の事務を行う。

3 事務局に事務局員を配置する。

(改正要件)

第16条 この規程の改正は、総会の議決を得て行う。

(雑則)

第17条 部会の運営に関し、必要な細則は理事会で定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成22年4月10日から一部改正施行する。

この規程は、平成28年4月16日から一部改正施行する。